

館林都市計画地区計画の変更（明和町決定）

都市計画川俣駅周辺地区地区計画を次のように変更する。

名 称		川俣駅周辺地区地区計画
位 置		邑楽郡明和町新里及び中谷の各一部
面 積		約5.0ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本区域は、町の中央に位置し、東武伊勢崎線川俣駅を中心とした交通利便性を活かした交通結節点として、川俣駅を中心とした医療・商業施設や社会福祉施設等の立地・誘導を図る都市機能誘導区域として位置付けられている。 そこで、本区域は、川俣駅周辺の限られた用地等を活かしながら医療・商業施設、社会福祉施設等、多くの都市機能誘導施設を整備し、コンパクトで活力と魅力あるまちなかの形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	町の中心拠点である交通結節点として、医療・商業施設、社会福祉施設及び宿泊施設等の誘導に向けた適正な土地利用計画とする。
	建築物等の整備方針	川俣駅周辺の医療・商業施設、社会福祉施設及び避難場所の機能を有した宿泊施設等、適正な配置及び規模の公共公益施設を備える都市機能が集積する地区であり、川俣駅を中心とした合理的かつ健全な土地の高度利用を促進し、コンパクトで活力と魅力あるまちなかの形成を図るため、建築物の用途の制限等を定める。
地区整備計画	建築物等のに関する事項	建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 自動車教習所 (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 畜舎 (7) 自動車修理工場
	建築物の高さの最高限度	25m以下

「区域は計画図表示のとおり」